

学修の成果に係る評価及び卒業の基準

医学部 医学科

医学科におけるコース・ユニット、評価、進級要件などの教務に関する事項は、この教務内規による。

- ・教務内規2ページの【 . 評価】並びに3ページの【 . 成績の評価】
6ページの【 . 出席】を参照
- ・進級・卒業要件は、教務内規の5ページの【第23条】を参照。
- ・必修・選択・自由科目別の必要単位修得数
教務内規の9ページ～17ページの
別表：「平成23年度コース・ユニット名、取得単位数、および配点表一覧」を参照

取得学位：学士（医学）

平成23年度 医学科教務内規

平成23年度医学科におけるコース、ユニット、試験、評価、進級要件など教務に関する内規を次のように定める。
また、学則第10条3項、第11条1項および2項にある「別に定める」は当教務内規に定めるものとする。

Ⅰ. 履修コース・ユニット

第1条 履修すべきコース・ユニットを必修、選択必修、選択に分ける。コース・ユニット名、および単位数、授業時間を教務内規別表に示す。

2. コース「総合教育」のユニット「人文科学」、「社会科学」、「教養ゼミ」、コース「外国語Ⅰ」のユニット「初修外国語」、コース「研究室配属」およびコース「選択実習」の場合、そのコース・ユニットで開講される科目を授業科目と称する。
3. 選択必修コース・ユニット・授業科目は、コース「総合教育」のユニット「人文科学」、「社会科学」、コース「外国語Ⅰ」のユニット「初修外国語」、コース「研究室配属」、およびコース「選択実習」のユニット「選択実習Ⅰ～Ⅲ」、「選択実習Ⅳ」とする。
4. 選択ユニットは、コース「総合教育」のユニット「教養ゼミ」、コース「医療情報・EBMⅠ」のユニット「コンピュータ演習アドバンス」、コース「医学総論Ⅱ～Ⅵ」のユニット「プライマリケア・選択学外臨床実習」、コース「医学総論Ⅲ～Ⅵ」のユニット「産業医実習」、コース「選択実習」のユニット「選択実習Ⅴ」、コース「医学総論Ⅵ」のユニット「選択ゼミ」とする。

（選択必修コース・ユニットの履修）

第2条 コース「総合教育」では、ユニット「人文科学」（2単位）、「社会科学」（2単位）を、コース「外国語Ⅰ」では、ユニット「初修外国語」（4単位）を履修しなければならない。

2. コース「研究室配属」（6単位）を履修しなければならない。
3. コース「選択実習」ではユニット「選択実習Ⅰ～Ⅲ」（12単位）を履修しなければならない。
4. コース「選択実習」では「選択実習Ⅳ」（3単位）を履修しなければならない。ただし、プライマリケア・選択学外臨床実習または産業医実習で、ユニット責任者が認定した実習を合計3単位以上履修したものは、「選択実習Ⅳ」の履修を免除することができる。

（選択必修・選択コース・ユニットの選択方法）

第3条 コース「総合教育」のユニット「人文科学」、「社会科学」、コース「外国語Ⅰ」のユニット「初修外国語」、コース「研究室配属」、およびコース「選択実習」のユニット「選択実習Ⅰ～Ⅲ」、および「選択実習Ⅳ」については、責任者からその選択方法が提示されるので、それに従って選択しなければならない。

第4条 選択ユニットは、ユニット責任者が実施上必要な時期までに学生を募集する。応募する学生は所定の履修届を指定された期日までにユニット責任者に提出しなければならない。選択ユニットの履修が途中で

困難となった場合は、履修辞退届をユニット責任者に提出しなければならない。

II. 評価

(評価の種類)

第5条．評価には、総括的評価と形成的評価がある。

2. 総括的評価は、コース、ユニット、または授業科目の成績判定、またはその学年までの累積学力判定のためのもので、予め学事予定表に定められた試験期間、または「講義予定表および実習概要」に記載された期間、方法で行う。
3. 形成的評価は、1) 学生が自己の学習の到達度を知り、かつ、2) 教員が教授法の改善を図るために行われるもので、この成績は総括的評価に組み入れないものとする。

(評価の方法)

第6条．総括的評価には、総合試験(第9条) 総括試験(第9条、医学総括試験および医学卒業総括試験)、OSCE(客観的臨床能力試験;第10条)、口頭試験(第11条)、臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システム CBT(以下、共用試験 CBT)および実習・演習評価(第6条第2項)がある。ただし、コース「医学総論Ⅰ～Ⅵ」、「総合教育」、「外国語Ⅰ～Ⅳ」、「生命基礎科学」、「基礎医科学Ⅰ」、「医療情報・EBMⅠ～Ⅳ」の総括的評価については別途定める(第12条)。

2. コース「基礎医科学Ⅱ」、「臨床基礎医学Ⅰ」、「臨床基礎医学Ⅱ」、「社会医学Ⅰ」、「社会医学Ⅱ」、「臨床医学Ⅰ」、および「臨床医学Ⅱ」での実習・演習評価(教務内規別表)は総括的評価である。
3. 教務内規上、総括的評価のうち、追・再試験(第24、25条)以外のものを本試験と呼称する。

(本試験日程)

第7条．学事予定表の試験期間中における本試験の日程およびその日の試験内容(出題ユニット、および筆記試験、口頭試験の種別等)については教学委員会で審議の上、教授会議の決定を経て、原則として試験開始の3週間前までに掲示する。

(試験の実施)

第8条．総括的評価の全てを試験委員会が統括する。共用試験 CBT は試験委員会が統括する。

第9条．コース「基礎医科学Ⅱ」、「臨床基礎医学Ⅰ、Ⅱ」、「社会医学Ⅰ、Ⅱ」、および「臨床医学Ⅰ」では総合試験を行う。ただし5年次は医学総括試験、6年次は医学卒業総括試験を実施する。当該試験の管理・実施は下記の委員会が担当する。

基礎医科学Ⅱ 総合試験委員会：基礎医科学Ⅱ 総合試験担当

臨床基礎医学Ⅰ 総合試験委員会：臨床基礎医学Ⅰ 総合試験担当

臨床基礎医学Ⅱ 総合試験委員会：臨床基礎医学Ⅱ 総合試験担当

社会医学Ⅰ・Ⅱ 総合試験委員会：社会医学Ⅰ・Ⅱ 総合試験担当

臨床医学Ⅰ 総合試験委員会：臨床医学Ⅰ 総合試験担当

医学総括試験委員会：医学総括試験担当

医学卒業総括試験委員会：医学卒業総括試験担当

2. 臨床医学Ⅰ 総合試験では前期試験と後期試験を行う。また、当該試験委員会は前期試験の結果を学生に通知する。
3. 試験委員会は必要に応じて、その中間成績を学生およびその保証人に通知することがある。
4. それぞれの試験の配点を別表に示す。

第10条．4年次と5年次に OSCE を実施する。当該 OSCE の管理・実施は下記の委員会が担当する。OSCE は合否判定とする。

4年次 OSCE 委員会：4年次 OSCE

5年次 OSCE 委員会：5年次 OSCE

2. 4年次 OSCE 委員長は共用試験システム OSCE 責任者を兼務する。
3. 4年次 OSCE は臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システム OSCE(以下、共用試験 OSCE)として実施する。

第11条．コース「基礎医科学Ⅱ」、「臨床基礎医学Ⅰ」および「臨床基礎医学Ⅱ」では口頭試験を実施する。当該試験の管理・実施は下記の委員会が担当する。それぞれの口頭試験は合否判定とする。

基礎医科学Ⅱ 口頭試験委員会：基礎医科学Ⅱ 口頭試験担当

臨床基礎医学Ⅰ 口頭試験委員会：臨床基礎医学Ⅰ 口頭試験担当

臨床基礎医学Ⅱ 口頭試験委員会：臨床基礎医学Ⅱ 口頭試験担当

第12条 . コース「医学総論Ⅰ～Ⅵ」、「総合教育」、「外国語Ⅰ～Ⅳ」、「生命基礎科学」、「基礎医科学Ⅰ」、「医療情報・EBMⅠ～Ⅳ」は、「講義予定表および実習概要」に掲載された方法により総括的評価を行う。

第13条 . 試験監督責任者、試験監督者および試験担当教員（OSCE、口頭試験）は当該総合試験委員長、当該OSCE委員長、当該口頭試験委員長が任命する。

第14条 . それぞれの試験委員長は教学委員長から任命される。当該試験委員長は委員を推薦し、教学委員会の承認を受けるものとする。

（遅刻・退場）

第15条 . 試験開始時には、学生は指定された場所に集合し、筆記試験の場合は指定された席に着かなければならない。

2. 試験開始後20分以上遅刻した学生には原則として受験を許可しない。

3. 試験開始後30分を経過するまで退席できない。

4. 総括的試験の試験監督責任者、当該OSCE委員長、当該口頭試験委員長はやむをえない事由が生じた場合、試験開始時間、遅刻許可時間、試験終了時間などを変更することができる。この場合、試験監督責任者はその旨を当該試験委員長に報告しなければならない。

（不正行為）

第16条 . 学生は、試験を厳粛な態度で、かつ不正なく受けなければならない。

2. 総括的評価において、試験監督責任者、OSCE委員、口頭試験委員が学生の不正行為を発見した場合、直ちに当該学生の受験を中止し、退席を命じ、当該試験委員長は教学委員長に文書をもって報告しなければならない。

3. 不正行為をした学生の当該コース、または総括試験は不合格とする。

III . 成績の評価

（試験成績の評価）

第17条 . 各コース・ユニット・授業科目の配点を教務内規別表に示す。単位認定および進級要件は別途定める（第22、23条）。

2. 別表の配点および評価の欄に合・否と示されたコース・ユニットについては合格・不合格で判定する。

第18条 . 選択ユニットについては、履修し合格判定を受けた学生についてその単位を学籍簿へ記載する。

（実習・演習の評価）

第19条 . 実習・演習での主な評価対象は、知識よりはむしろ問題解決能力、情意領域（態度・習慣）精神運動領域（技能）である。

2. 実習・演習の評価は、「講義予定表および実習概要」に記載された方法、基準で行われる。

（成績報告）

第20条 . コース「生命基礎科学」、「基礎医科学Ⅰ」の成績および教務内規第26条に定められたコース・ユニット・授業科目の成績は、授業科目責任者またはユニット責任者から当該コース責任者へ報告する。

2. 第1項以外は当該総合試験委員長、当該OSCE委員長、および当該口頭試験委員長から当該コース責任者へ報告する。

第21条 . コース責任者は、総合試験、OSCE、口頭試験、さらにコース内の点数評価または合否判定が必要なユニットの評価結果を、定められた期日までに教学委員長に報告する。

（単位の認定）

第22条 . 単位の認定はコースごとに行う。

2. コース「医学総論Ⅰ～Ⅵ」、「総合教育」、「外国語Ⅰ～Ⅳ」のうち、点数評価を行うユニット・授業科目については得点が配点の60%以上、合否判定を行うユニット・授業科目については合格の判定をもって当該ユニット・授業科目を合格とし、コースに含まれるすべての必修および選択必修科目・ユニットに合格した学生に当該コースの単位を一括認定する。

3. コース「医療情報・EBMⅠ～Ⅳ」では、点数評価を行うユニットについては得点が配点の60%以上、合否判

定ユニットについては合格の判定をもって当該ユニットを合格とし、コースに含まれるすべての必修および選択必修科目・ユニットに合格した学生に当該コースの単位を一括認定する。

4. コース「生命基礎科学」では、下記の3条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) ユニット「自然科学入門演習」に合格していること。
 - (2) ユニット「生命基礎科学実習」の得点が配点の60%以上。
 - (3) 前記以外の3ユニットのそれぞれの得点が配点の40%以上で、かつその3ユニットの得点の合計が配点合計の60%以上。
5. コース「基礎医科学Ⅰ」では、下記の3条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) ユニット「自然と生命の理」、「分子から生命へ」、「細胞から個体へ」、「生体調節のしくみ」のそれぞれの得点が配点の40%以上で、かつ、4ユニットの得点の合計が配点の合計の60%以上。
 - (2) 実習・演習ユニット(第26条で規定)の得点が配点の40%以上。
 - (3) 実習・演習ユニット(第26条で規定)の合計の点数が当該の実習・演習評価(別表)の合計の60%以上。
6. コース「基礎医科学Ⅱ」では、下記の4条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) 基礎医科学Ⅱ総合試験の得点が配点の60%以上。
 - (2) 基礎医科学Ⅱ口頭試験に合格していること。
 - (3) コースの点数評価実習・演習ユニット(第26条で規定)のそれぞれの得点が配点の40%以上。
 - (4) コースの点数評価実習・演習ユニット(第26条で規定)の合計の点数が当該コースの実習・演習評価(別表)の合計の60%以上。
7. コース「臨床基礎医学Ⅰ」では、下記の4条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) 臨床基礎医学Ⅰ総合試験の得点が配点の60%以上。
 - (2) 臨床基礎医学Ⅰ口頭試験に合格していること。
 - (3) コースの点数評価実習・演習ユニット(第26条で規定)のそれぞれの得点が配点の40%以上。
 - (4) コースの点数評価実習・演習ユニット(第26条で規定)の合計の点数が当該コースの実習・演習評価(別表)の合計の60%以上。
 - (5) コースの合否判定実習・演習ユニット(症候学演習)に合格していること(別表)。
8. コース「臨床基礎医学Ⅱ」では、下記の5条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) 臨床基礎医学Ⅱ総合試験の得点が配点の60%以上。
 - (2) 臨床基礎医学Ⅱ口頭試験に合格していること。
 - (3) コースの点数評価実習・演習ユニット(第26条で規定)のそれぞれの得点が配点の40%以上。
 - (4) コースの点数評価実習・演習ユニット(第26条で規定)の合計の点数が当該コースの実習・演習評価(別表)の合計の60%以上。
 - (5) コースの合否判定実習・演習ユニット(感染・免疫テュートリアル)に合格していること(別表)。
9. コース「社会医学Ⅰ」では、下記の2条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) 社会医学Ⅰ総合試験の得点が配点の60%以上。
 - (2) コースの実習・演習ユニット(第26条で規定)に合格していること。
10. コース「研究室配属」では、合格判定を受けた学生についてコースの単位を認定する。
11. コース「社会医学Ⅱ」では、下記の2条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) 社会医学Ⅱ総合試験の得点が配点の60%以上。
 - (2) コースの実習・演習ユニット(第26条で規定)に合格していること。
12. コース「臨床医学Ⅰ」では、下記の4条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) 臨床医学Ⅰ総合試験の得点が配点の60%以上。
 - (2) 4年次OSCEに合格していること。
 - (3) 合否判定実習・演習ユニット(臨床医学演習、基本的臨床技能実習)の全てに合格していること。
 - (4) 点数評価実習・演習ユニット(病理学各論実習)の得点が配点の60%以上。
13. コース「臨床医学Ⅱ」では、下記の5条件をすべて満たした学生についてコースの単位を一括認定する。
 - (1) 医学総括試験の得点が配点の60%以上。得点が60%未満のものは実習成績、OSCE評点をふまえて教学委員会で総合的に判断し合否を決定する。
 - (2) 5年次OSCEに合格していること。

- (3)家庭医実習と外来実習、チーム医療構築ワークショップ以外のユニットそれぞれの得点が配点の40%以上。
- (4)すべてのユニットの得点の合計が臨床実習の配点の合計（実習・演習評価）の60%以上。
- (5)合否判定実習・演習ユニット（家庭医実習と外来実習、チーム医療構築ワークショップ）に合格していること。
- 14. コース「選択実習」では、選択した授業科目「選択実習Ⅰ～Ⅲ」と「選択実習Ⅳ」「選択実習Ⅴ」に合格の評価を受けたものにそれぞれ単位を認定する。プライマリケア・選択学外臨床実習または産業医実習で、ユニット責任者が認定した実習を合計3単位以上履修した場合は、「選択実習Ⅳ」を免除することができる。ただし、その場合の「選択実習Ⅳ」の単位数は加算しない。
- 15. コース「医学総論」ユニット「CPC」では、3・4・5年次の5回と合わせて合計6回以上の出席およびユニット「オリエンテーション」に出席し合格判定を受けた者に「CPC」1単位を認定する。
- 16. 教務内規第22条第2項から第14項に記載された単位と評価は、教学委員会で審議の上、教授会議の決定を経て、学籍簿に記載する。

（進級・卒業要件）

- 第23条. 1年次から2年次への進級は、1年次の全コースの必修および選択必修全単位の取得が求められる。
- 2. 2年次から3年次への進級には、2年次までの全コースの必修および選択必修全単位の取得が求められる。
 - 3. 3年次から4年次への進級は、3年次までの全コースの必修および選択必修全単位の取得が求められる。
 - 4. 4年次から5年次への進級は、次の各要件を満たさなければならない。
 - (1)4年次までの開講コースの必修および選択必修全単位を取得していること。
 - (2)共用試験CBTの成績が6段階評価で3以上であること。
 - 5. 5年次から6年次への進級には、次の各要件を満たさなければならない。
 - (1)コース「臨床医学Ⅱ」40単位を取得していること。
 - (2)医学総括試験に合格していること。
 - 6. 卒業を認められるには、次の各要件を全て満たさなければならない。
 - (1)コース「選択実習」の単位を取得していること。
 - (2)コース「医学総論Ⅵ」のユニット「CPC」の1単位を取得していること。
 - (3)医学卒業総括試験に合格していること。医学卒業総括試験の出題範囲は1年～6年次の必修コースの全範囲とし、複数回実施する。最終的に得点が65%以上に達した場合を合格とする。ただし、試験委員会が定めた一定の水準以上の得点に達した場合は、それ以降の受験を免除することができる。医学卒業総括試験の成績は、複数回の試験の最高得点によって評価する。
 - 7. 進級要件となる単位認定の発表は、当該年度の学年末に進級発表をもって行う。
 - 8. 進級要件を満たさない学生は、教学委員会で審議の上、教授会議の決定を経て留年とする。

IV. 追試験・再試験

（追試験）

- 第24条. やむを得ない事情のため試験を欠席した学生に対しては、定められた追・再試験期間中に追試験を実施することができる。
- 2. 追試験の受験を希望する学生は、原則として当該試験終了後3日以内に追試験願を学事課に提出しなければならない。病気等を理由とする場合は、診断書を提出しなければならない。診断書が提出できない場合には、やむを得ない事情を説明する理由書を提出しなければならない。
 - 3. 追試験の可否については、教学委員会で審議し、教授会議で決定する。
 - 4. 追試験の実施は、原則として教授会議の承認が必要であるが、諸般の事情により教学委員長が認めた場合に限り、教授会議の承認以前に暫定的な追試験を実施できる。ただし、教授会議で承認されなかった場合、この追試験は無効となる。
 - 5. 追試験を受験する学生は、追試験料（再試験料も含む）としてユニット単位の試験、総合試験、OSCE、口頭試験のいずれも、5,000円を大学に納入しなければならない。
 - 6. 追試験は当該試験委員会がその管理・実施にあたる。
 - 7. 追試験は、再試験と同一問題で、なおかつ同時に、追・再試験として実施することができる。

8. 総括的評価が総合試験の場合、追試験の対象範囲が、総合試験の全部、一部に関わらず、追試験受験者に対し、追試験の全問題に解答させることができる。
9. 共用試験 CBT 以外の追試験の成績は、教務内規別表によって定められた配点の 80% を上限として評価する。ただし、教務内規第 24 条第 7 項、第 8 項を、総合試験の一部を欠席した学生に適用する場合は、次の通り取り扱う。
 - (1) 追試験として評価する場合：追試験全体の中で欠席した当該範囲だけを配点の 80% を上限として採点する。この採点結果を本試験の点数に加算し、総点とする。
 - (2) 前記第 24 条第 9 項(1)の評価が、合格点に満たなかった場合：追試験全体を採点し、再試験として第 25 条の規定に従い取り扱う。ここでいう合格点とは、第 22 条に記載されている本試験の合格点をいう。
10. 共用試験 CBT の追試験の成績は 80% 上限規定を適用しない。
11. 共用試験 CBT の追試験において 6 段階評価の 3 未満の場合は第 25 条第 10 項の基準を適用して合否を判定する。
12. 共用試験 CBT の追試験で 6 段階評価が 3 以上の学生は合格とし、6 段階評価が 1 の学生は不合格とする。6 段階評価が 2 の場合は、教学委員会が 4 年次のその他の成績をふまえて総合的に判断し、教学委員会による学習指導を行ったうえで合格とすることがある。
13. 成績の報告および単位認定、合格認定は、教務内規第 20 条から第 23 条に準ずる。

(再試験)

第 25 条 . 各コースの責任者およびユニット責任者は、評価が不合格の学生に対して、予め定められた追・再試験期間中に再試験を実施することができる。

2. コース「生命基礎科学」のユニット「生命の物理学」, 「生体分子の化学」, 「細胞の生物学」, コース「基礎医科学 I」のユニット「自然と生命の理」, 「分子から生命へ」, 「細胞から個体へ」, 「生体調節のしくみ」での総括的評価では得点が 60% 未満の学生に対し当該ユニットが統括する再試験を実施することができる。この時、再試験日程と該当者および試験方法を公示しなければならない。
3. 共用試験 CBT において 6 段階評価の 3 未満の学生は再試験を受験しなければならない。
4. 基礎医科学 II 総合試験、臨床基礎医学 I、II 総合試験、社会医学 I、II 総合試験、臨床医学 I 総合試験、医学総括試験、医学卒業総括試験の場合、それぞれの本試験の得点が当該試験委員会で定めた再試験受験基準以下の場合は当該再試験の受験資格を失う。
5. 前記第 25 条第 4 項の再試験受験基準点は本試験 3 週間前までに当該試験委員会から掲示発表する。掲示が無かった場合は本試験および追試験での得点が合格点未満の学生全てが再試験を受験できる。
6. 再試験を受験する学生は、再試験料としてユニット単位の試験、総合試験、口頭試験のいずれも 5,000 円を大学に納入しなければならない。ただし、ユニットで実施する再試験のうち、ユニット責任者の判断で、再試験料を徴収しない場合がある。
7. 再試験は当該試験委員会が管理・実施にあたる。
8. 再試験は、当該試験委員会が決定する再試験日程により実施する。
9. 再試験の成績は、ユニットで実施する試験の場合は、本試験の配点の 40% から 60% の得点の間で、総合試験の場合は、定められた配点の最低合格点を上限として評価する。
10. 共用試験 CBT の再試験で 6 段階評価が 3 以上の学生は合格とし、6 段階評価が 1 の学生は不合格とする。6 段階評価が 2 の場合は、教学委員会が 4 年次のその他の成績をふまえて総合的に判断し、教学委員会による学習指導を行ったうえで合格とすることがある。
11. 成績の報告および単位認定、合格判定は教務内規第 20 条から第 23 条に準ずる。

V. 出席

(出席)

第 26 条 . 下記の実習・演習ユニットのそれぞれに 5 分の 4 以上出席しなかった学生には、当該コース・ユニットの単位を認定しない。5 分の 4 以上の出席をもって評価対象とする。出欠席の判定およびその評価は各ユニット責任者が「講義予定表および実習概要」に記載した基準で行う。

コース名	ユニット名・授業科目
医学総論 I	新入生オリエンテーション、Early Clinical Exposure I、Early Clinical

	Exposure II、病院見学実習、救急蘇生実習、前臨床実習 I、医学総論 I 演習、医療総論演習
医学総論 II	医学総論 II 演習、オリエンテーション、前臨床実習 II、プライマリケア・選択学外臨床実習
医学総論 III	医学総論 III 演習、オリエンテーション、前臨床実習 III、プライマリケア・選択学外臨床実習、産業医実習
医学総論 IV	医学総論 IV 演習、オリエンテーション、前臨床実習 IV、プライマリケア・選択学外臨床実習、産業医実習
医学総論 V	プライマリケア・選択学外臨床実習、産業医実習
医学総論 VI	オリエンテーション、プライマリケア・選択学外臨床実習、産業医実習
総合教育	人文科学、社会科学、日本語表現法、教養ゼミ
外国語 I	一般英語 I、初修外国語
外国語 II	一般英語 II
外国語 III	医学実用英語 I、医学英語専門文献抄読 I
外国語 IV	医学実用英語 II
生命基礎科学	自然科学入門演習、生命基礎科学実習
基礎医科学 I	自然と生命の理演習、分子から生命へ演習、自然と生命の理実習、細胞から個体へ実習、分子から生命へ実習
基礎医科学 II	形態系実習、機能系実習
医療情報・EBM I	情報リテラシー、コンピュータ演習アドバンス
医療情報・EBM II	医学統計学 I 演習
医療情報・EBM III	医学統計学 II 演習
医療情報・EBM IV	Evidence-based clinical practice
臨床基礎医学 I	病理学総論実習、症候学演習、免疫学実習
臨床基礎医学 II	細菌学実習、ウイルス学実習、寄生虫学実習、感染・免疫テュートリアル
社会医学 I	法医学実習、法医学演習
社会医学	環境保健医学実習、環境保健医学演習
研究室配属	授業科目
臨床医学 I	臨床医学演習（テュートリアル）病理学各論実習、基本的臨床技能実習

2. 前期第 26 条第 1 項のコース・ユニットの出席調査は、授業担当者が行い、出席調査の結果は授業終了 1 週間以内に学事課に提出しなければならない。
3. 学事課は学生の出席状況を翌月 10 日頃までに集計する。
4. 学生は、出席状況を自己の責任で管理しなければならない。なお、学生は出席状況の控えを学事課で閲覧できる。
5. 学事課は、当該コース・ユニット終了時に出席不足の学生の氏名をコース責任者またはユニット責任者に報告する。

（補習）

第 27 条 . 教務内規第 26 条第 1 項に規定されたコース・ユニットの出席時間不足の学生については、教務内規第 30 条に規定された届出が提出されており、かつコース・ユニット責任者が必要と認めた場合、コース・ユニット責任者は補習を行うことができる。

2. コース・ユニット責任者は、補習終了後、補習終了報告書を教学委員長に提出しなければならない。ただし、コース「臨床医学 II」では補習終了報告書の代わりに臨床実習出席簿にユニット責任者が捺印することとする。

（休講）

第 28 条 . 授業担当者が授業を行えない場合は、そのユニット責任者が代講者を決定するが、代講者が決定できない場合は休講とする。

2. 授業開始後 30 分経過しても授業担当者が授業を開始しなかった場合は休講とする。
3. 教務内規第 26 条に規定したユニットが休講の場合は、全員出席扱いとする。

VI. その他

(その他)

第29条. 成績証明書等は所定の申請により交付する。

第30条. 学生は、下記の届を提出しなければならない。

- (1)忌引届(父母、祖父母、兄弟姉妹、配偶者、子女が死亡の場合)
- (2)疾病・災害届(疾病・災害により欠席が7日以上になる場合)
- (3)実習欠席届(実習・演習を欠席し補講を希望する場合)
- (4)補習終了報告書(実習・演習の補習を希望し実施した場合)
- (5)試合届(所属するクラブの部長の承認印が必要)
- (6)合宿届(所属するクラブの部長の承認印が必要)
- (7)海外渡航届

第31条. コース「研究室配属」では、授業科目責任者が必要と認めた場合、学生を学外施設に派遣することができる。

第32条. 授業単位数の算定基準は、次の通りとする。

講義: 1単位は標準15コマ、最低10コマとする(ただし総括試験を含む)。

演習: 1単位は標準15コマ、最低10コマとする。

実習: 実時間で計算し、1単位は標準35時間で30~45時間の範囲とする。

第33条. 共用試験(本試験・追再試験)を受験する学生は共用試験実施機構が定める所定の受験料を共用試験実施機構に大学を通して納入しなければならない。

注: 本教務内規は平成23年4月1日から施行する。ただし、コース「臨床医学II」は平成23年3月28日から開始する。

[参考 学則抜粋]

(授業科目等および授業時間数)

第10条

3 授業科目等の内容は別に定める。

(進級および卒業認定)

第11条

1 各学年末または大学が認めた時期に、その期間に出席し履修した授業科目等について評価を行い、別に定める判定基準により進級および卒業を認定する。

2 評価を受けるために必要な出席要件および評価方法は別に定める。

(退学)

第23条 事情により退学する者は、保証人および副保証人連署の退学願を学長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(休学)

第24条 疾病その他止むを得ず休学するときは、事由を記入した保証人連署の休学願を学長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 疾病の場合には、原則として学生保健指導委員会(医学科)または学生委員会(看護学科)の認めた診断書を添付しなければならない。

3 疾病その他の事由によって学習することが不相当と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。

4 休学期間は通算して次の期間を超えることができない。

医学科学生 4年

看護学科学生 2年

5 1年未満の休学期間は、期間の長短にかかわらず、1年として計算する。

6 休学が継続して1年を超えるときは、教授会の議を経て学長は退学を命ずることがある。

7 休学期間はこれを在学年数に算入しない。

(復学)

第 25 条 休学者が復学する場合には、保証人連署の復学願を学長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(転学)

第 26 条 他大学への入学または転入学を志願する者は、学長の許可を得なければならない。

別表：平成 23 年度コース・ユニット名、取得単位数、および配点表一覧

第 1 学年

コース	ユニット名	選択・必修	取得単位数	授業時間 (時間)	配点および評価	備考
医学 総論	医学総論Ⅰ演習	必修	2	23 コマ	合・否	
	医療総論演習	必修	2	25 コマ	合・否	
	新入生オリエンテーション	必修	1	44 時間	5 ユニット 全体で評価 合・否	5 ユニット で合わせて 1 単位
	Early Clinical Exposure I	必修				
	Early Clinical Exposure II	必修				
	病院見学実習	必修				
	救急蘇生実習	必修				
	前臨床実習Ⅰ - 福祉体験実習 -	必修	1	35 時間	合・否	
総合 教育	数学	必修	2	24 コマ	200 点	
	日本語表現法	必修	2	25 コマ	200 点	
	人文科学	選択必修	2	24 コマ	200 点	
	社会科学	選択必修	2	25 コマ	200 点	
	教養ゼミ	選択	各 1	12 コマ	合・否	
外国 語Ⅰ	一般英語Ⅰ	必修	4	49 コマ	400 点	
	初修外国語	選択必修	4	47 コマ	400 点	
生命 基礎 科学	生命の物理学	必修	2	25 コマ	200 点	
	生体分子の化学	必修	2	25 コマ	200 点	
	細胞の生物学	必修	2	25 コマ	200 点	
	自然科学入門演習	必修	1	13 コマ	合・否	
	生命基礎科学実習	必修	5	156 時間	500 点	
医療 情報・ EBMⅠ	情報リテラシー	必修	1	12 コマ	合・否	
	コンピュータ演習アドバンス	選択	1	12 コマ	合・否	
合計			35 以上		2,700 点	

第2学年

コース	ユニット名	選択・必修	取得単位	授業時間 (時間)	配点および評価	備考
医学総論 II	医学総論 II 演習	必修	2	17 コマ	合・否	オリエンテーションを含め2単位
	オリエンテーション	必修		6 コマ	合・否	
	前臨床実習 II (重症心身障害児療育体験実習)	必修	1	35 時間	合・否	
	前臨床実習 II (地域子育て支援体験実習)	必修	1	35 時間	合・否	
	プライマリケア・選択学外臨床実習	選択	1 単位以上	5 日以上	合・否	日数の繰越し可
外国語 II	一般英語 II	必修	3	39 コマ	300 点	
基礎医科学 I	講義					
	自然と生命の理	必修	2	24 コマ	200 点	
	分子から生命へ	必修	2	21 コマ	200 点	
	細胞から個体へ	必修	2	23 コマ	200 点	
	生体調節のしくみ	必修	1	11 コマ	100 点	
	実習・演習					
	自然と生命の理演習	必修	1	10 コマ	100 点	
	分子から生命へ演習	必修	1	12 コマ	100 点	
	自然と生命の理実習	必修	1	23 時間	100 点	
	細胞から個体へ実習	必修	2	44 時間	200 点	
分子から生命へ実習	必修	1	35 時間	100 点		
基礎医科学 II	講義	必修	9			基礎医科学 II 総合試験 900 点
	オリエンテーション			3 コマ		
	生体と薬物			9 コマ		
	血液・造血器系			7 コマ		基礎医科学 II 口頭試験 合・否
	循環器系			12 コマ		
	呼吸器系			9 コマ		
	消化器系			9 コマ		
	泌尿器系			9 コマ		実習・演習評価 400 点 (形態系 200 点、機能系 200 点)
	生殖器系			8 コマ		
	感覚器系			10 コマ		
	神経系			18 コマ		
	内分泌系			7 コマ		
	ヒトの発生			13 コマ		
	実習	必修	6			
形態系実習		(5)	180 時間			
機能系実習		(1)	42 時間			
医療情報・EBM II	医学統計学 I 演習	必修	1	10 コマ	100 点	
合計			36 以上		3,000 点	

第3学年

コース	ユニット名	選択・必修	取得単位	授業時間 (時間)	配点および評価	備考
医学 総論 III	医学総論III 演習(OSCE 含む)	必修	2	22 コマ	合・否	オリエンテ ーションを 含め2単位
	オリエンテーション	必修		2 コマ	合・否	
	前臨床実習 III - 在宅 ケア実習 -	必修	1	35 時間	合・否	
	プライマリケア・選択 学外臨床実習	選択	1 単位以 上	5 日以上	合・否	日数の繰越 し可
	産業医実習	選択	1 単位以 上	5 日以上	合・否	日数の繰越 し可
	CPC	必修		1 回以上	合・否	6 年次で 単位認定
外国 語 III	オリエンテーション	必修		1 コマ		
	医学実用英語 I	必修	1	12 コマ	100 点	
	医学英語専門文献抄読 I	必修	1	12 コマ	合・否	
臨床基礎 医学 I	講義	必修	10		臨床基礎 医学 I 総合 試験 1,000 点	
	オリエンテーション			1 コマ		
	病因・病態学総論			10 コマ		
	炎症学			8 コマ		
	腫瘍学 I			13 コマ	臨床基礎 医学 I 口頭 試験 合・否	
	代謝障害学			8 コマ		
	ヒトの時間生物学			12 コマ		
	栄養科学			6 コマ		
	創傷学			9 コマ	実習・演習 評価 200 点	
	行動科学			21 コマ		
	中毒学			6 コマ		
	放射線基礎医学			8 コマ		
	病態と薬物			10 コマ		
	和漢薬概論			6 コマ		
	免疫と生態防御			16 コマ		
	実習・演習	必修	5			
病理学総論実習		(1)	42 時間	100 点		
免疫学実習		(1)	15 時間	100 点		
症候学演習		(3)	35 コマ	合・否		
臨床基礎 医学 II	講義	必修	4		臨床基礎 医学 II 総 合試験 400 点	
	オリエンテーション			1 コマ		
	細菌・真菌と感染			16 コマ		
	ウイルスと感染			16 コマ		
	寄生虫と感染			16 コマ		
	感染症総論			12 コマ	臨床基礎 医学 II 口 頭試験 合・否	
	実習・演習	必修	2		実習・演習 評価 210 点	
	細菌学実習		(1)	15 時間	70 点	
	ウイルス学実習			15 時間	70 点	
寄生虫学実習		15 時間		70 点		

	感染・免疫テュートリアル		(1)	18コマ	合・否	
社会医学Ⅰ	講義	必修	1		社会医学Ⅰ 総合試験 100点 (実習・演習評価含む)	
	法医学			7コマ		
	実習・演習	必修				
	法医学実習			6時間		
	法医学演習			6時間		
医療情報・EBMⅢ	医学統計学Ⅱ 演習	必修	1	24時間	100点	
研究室配属	研究室配属オリエンテーション	必修	6	1コマ	合・否	
	研究室配属	選択必修		6週間		
合計			34以上		2,110点	

第4学年

コース	ユニット名	選択・必修	取得単位	授業時間 (時間)	配点および評価	備考
医学総論 IV	医学総論 IV 演習 - 医師・患者関係と面接 -	必修	1	16 コマ	合・否	オリエンテーションを含め1単位
	医学総論 IV 演習 - 医療安全 -	必修		1 コマ	合・否	
	オリエンテーション	必修		2 コマ	合・否	
	前臨床実習 IV - 病院業務実習 -	必修	1	35 時間	合・否	
	プライマリケア・選択学外臨床実習	選択	1 単位以上	5 日以上	合・否	日数の繰越し可
	産業医実習	選択	1 単位以上	5 日以上	合・否	日数の繰越し可
	CPC	必修		2 回以上	合・否	6 年次で単位認定
外国語 IV	医学実用英語 II	必修	1	12 コマ	合・否	
臨床医学 I	講義	必修	21	346 コマ	臨床医学 I 総合試験 (病理学各論実習含まない) 2,100 点	
	オリエンテーション			1 コマ		
	外科学入門			11 コマ		
	循環器			22 コマ		
	呼吸器			18 コマ		
	消化管			18 コマ		
	肝・胆・膵			18 コマ		
	腎・泌尿器			19 コマ		
	生殖・産婦人科			23 コマ		
	形成再建医学			6 コマ		
	血液・造血器			17 コマ		
	内分泌・代謝・栄養			18 コマ		
	リウマチ・膠原病			8 コマ		
	救急医学			9 コマ		
	神経			22 コマ		
	皮膚			12 コマ		
	眼			14 コマ		
	耳鼻咽喉・口腔			14 コマ		
	運動器			13 コマ		
	精神医学			14 コマ		
	小児医学			23 コマ		
	画像診断学			9 コマ		
	麻酔蘇生医学			6 コマ		
	リハビリテーション医学			6 コマ		
	薬物治療学			8 コマ		
	腫瘍学 II			12 コマ		
臨床検査医学			5 コマ			
実習・演習	必修	8		実習・演習 評価 200 点		
臨床医学演習(テュートリアル)		(4)	60 コマ	合・否		
病理学各論実習		(2)	52.5 時間	200 点		

	基本的臨床技能実習		(2)	90.4 時間	合・否	4 年次 OSCE
医療 情報・ EBM IV	Evidence-based clinical practice	必修	1	14 コマ	100 点	
社会 医学 II	講義	必修	4	46 コマ	社会医学 II 総合試 験 300 点	
	オリエンテーション			2 コマ		
	社会福祉・社会保障・医 療経済			5 コマ		
	食品衛生			3 コマ		
	産業衛生			8 コマ		
	医療法規			3 コマ		
	医療事故・突然死・死 体検案			8 コマ		
	環境衛生			4 コマ		
	地域保健			2 コマ		
	保健統計			4 コマ		
	疫学			7 コマ		
	実習・演習	必修				
	環境保健医学実習			12 時間		100 点
	環境保健医学演習			21 時間		
合計			37 以上		2,700 点	

第5学年

コース	ユニット名	選択・必修	取得単位	授業時間 (週間)	配点および評価	備考
医学 総論Ⅴ	プライマリケア・選択 学外臨床実習	選択	1単位以上	5日以上	合・否	日数の繰越し可
	産業医実習	選択	1単位以上	5日以上	合・否	日数の繰越し可
	CPC	必修		2回以上	合・否	6年次で単位認定
	臨床実習入門	必修	1	1週間	合・否	H23年度は H23.3.28～ 4.1に開講
	臨床実習オリエンテーション	必修	8(4ユニットを2週ずつ)	1日間	5年次 OSCE 合・否	オリエンテーションを含め8単位とする
臨床 医学Ⅱ	臨床実習 本院内科(消化器・肝臓)	必修				
	臨床実習 本院内科(循環器)					
	臨床実習 本院内科(腎臓・高血圧)					
	臨床実習 本院内科(糖尿病・代謝・内分泌)					
	臨床実習 本院内科(呼吸器)					
	臨床実習 本院内科(腫瘍・血液)					
	臨床実習 本院内科(神経)					
	臨床実習 本院内科(リウマチ・膠原病)					
	臨床実習 内視鏡(本院内科(消化器・肝臓)のユニット内で実施)	(1日間)				
	臨床実習 青戸病院内科	必修	4 (1ユニットを4週)	4週×1		
	臨床実習 第三病院内科					
	臨床実習 柏病院内科					
	臨床実習 本院外科	必修	4 (1ユニットを4週)	4週×1		
	臨床実習 青戸病院外科					
	臨床実習 第三病院外科					
	臨床実習 柏病院外科					
	臨床実習 小児科	必修	4	4週間		
家庭医実習	必修	1	1週間			
臨床実習 精神科	必修	2	2週間			
臨床実習 産婦人科	必修	2	2週間			

	臨床実習 放射線医学	必修	1	1 週間		
	臨床実習 臨床検査医学	必修	(0.4)	2 日間		単位数は整形外科に含める
	臨床実習 感染症学	必修	(0.2)	1 日間		単位数は整形外科に含める
	臨床実習 皮膚科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 整形外科	必修	2(1.4)	1 週間 +2 日		
	臨床実習 リハビリテーション医学	必修	1	1 週間		
	臨床実習 脳神経外科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 形成外科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 心臓外科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 耳鼻咽喉科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 泌尿器科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 眼科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 麻酔科	必修	1	1 週間		
	臨床実習 救急医学	必修	2	2 週間		
	外来実習	必修	1	1 週間		
	チーム医療構築ワークショップ	必修	(0.2)	1 日間	医学総括試験 1,000 点	単位数は家庭医実習に含める
合計			41 以上		4,000 点	

第6学年

コース	ユニット名	選択・必修	取得単位	授業時間	配点および評価	備考
医学 総論 VI	選択ゼミ	選択	1	12コマ	合・否	
	プライマリケア・選択 学外臨床実習	選択	1単位以上	5日以上	合・否	3単位以上 取得すると 選択実習Ⅳ の履修を免 除すること ができる。
	産業医実習	選択	1単位以上	5日以上	合・否	
	オリエンテーション	必修	1	1日	合・否	
	CPC	必修		1回以上		
選択 実習	選択実習Ⅰ～Ⅲ	選択必修	12	12週間	合・否	
	選択実習Ⅳ	選択	3	3週間	合・否 プライマリケ ア・選択学外臨 床実習及び産業 医実習で3単位 以上の取得があ る場合は履修を 免除することが できる。	
	選択実習Ⅴ	選択	1	1週間	合・否	
						医学卒業総括試 験 出題範囲は1年 ～6年次の必修 コースの医学に 関する全範囲 (医学総論Ⅰ～ Ⅵ、臨床医学Ⅰ ～Ⅱ、社会医学 Ⅰ・Ⅱ, 臨床基礎 医学Ⅰ・Ⅱ, 基礎 医科学Ⅰ・Ⅱ, 医 療情報 EBMIⅢ・ Ⅳ) 各回1,000点と し、複数回実施 する。2回以上、 受験しているこ と。複数回の試 験の最高得点に よって評価す る。
合計			13以上		1,000点	

医学研究科

医学系専攻博士課程修了の認定にあたっての基準

(修了の認定)

4年以上在学して医学研究ならびに医学教育に関する授業を合計30単位以上履修するとともに、研究指導を受けて独創的研究に基づく学位論文を提出し、学位論文の審査および最終試験に合格することを以て博士課程の修了とする。

ただし、優れた研究業績を上げた者については在学期間を3年以上とすることができる。

看護学専攻修士課程修了の認定にあたっての基準

2年以上在学し、看護学研究ならびに看護教育に関する授業を合計30単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査および最終試験に合格することをもって修士課程の修了とする。